

渓流魚ルアー・フライ釣専用漁業区域

次の区域では渓流魚を対象とする遊漁を、ルアー・フライ釣り以外の方法により行わないよう協力をお願いします。

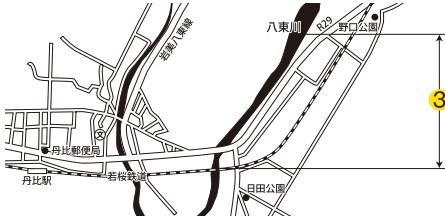
区 域	期 間
八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流530メートルまでの区間	3月1日から 6月14日まで

あゆ友釣専用漁業区域①～⑦

※あゆ友釣専用漁業区域（下 地図）

次の区域ではあゆを対象とする遊漁を、さお釣り（友釣り又は毛釣りに限る・友釣りルアーは禁止）以外の方法により行つてはならない。

区 域	期 間
① 烏取市用瀬町用瀬橋下流端から1,700メートル下流の同市同町鷹狩の美成橋上流端までの区域	6月1日から 8月31日まで
② 八頭郡八頭町徳丸の金壇鉄橋下流端から300メートル下流の徳丸川口八東川との合流点までの区域	
③ 八頭郡八頭町田日山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域	
④ 烏取市河原町河原の出合橋下流端から550メートル下流の同市同町河原川にある国土交通省が設置した袋原水位流量観測所までの区域	
⑤ 八頭郡若桜町大字浅井の庄瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域	6月15日から 8月31日まで
⑥ 八頭郡智頭町大字南方の南方橋下流端から1,600メートル下流の同町大字智頭の備前橋上流端までの区域	
⑦ 烏取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木橋上流端までの区域	



① 禁止期間

魚の産卵期及び成長期の間を保護するため、鳥取県では次のように魚類等の採捕禁止期間を定めています。

水産動物の種類	禁 止 期 間	備 考
さ け	1月1日から12月31日まで	
さ く ら ま す	6月1日から翌年2月末日まで	
さ つ き ま す	9月26日から翌年2月末日まで	
いわな・やまめ・かわます・にじます・ひあまご	10月1日から翌年2月末日まで	投網全面禁止
あ ゆ	智頭・若桜 2月1日から6月14日まで及び9月26日から10月31日まで 上記以外の地 9月26日から翌年5月15日まで （令和3年9月26日から翌年6月14日まで）	若桜・智頭・佐治6/15解禁 ゾロ/15・投網7/1解禁
こ い	5月15日から6月14日まで	

② 体長等の制限

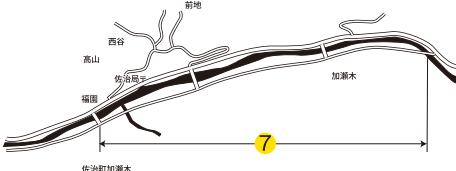
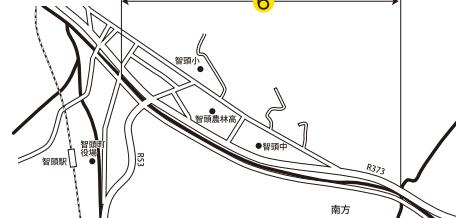
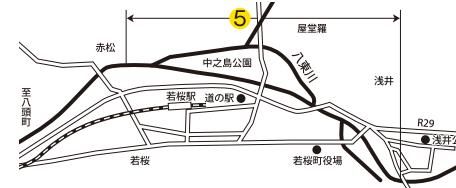
採捕した場合は、必ず再放流して下さい。

水産動物の種類	魚の大きさ(全長)	※「全長」とは、次の長さをいいます。
いわな・やまめ・にじます・かわます・あまご	全長15センチメートル以下	
さ く ら ま す	全長30センチメートル以下	全 長
う な ぎ	全長15センチメートル以下	
こ い	全長10センチメートル以下	
ふ		

③ 有害物の遺棄・漏せつの禁止

魚は、川、湖の水質の変化に非常に敏感であり、また抵抗力が弱いため、もし有害物が河川に流れ込む一度に多量の魚が死亡してしまいます。

したがって、魚資源の保護を図るために、水質の汚濁について制限又は、禁止をしています。魚に有害物とは、魚を死滅させる毒物の他、魚の成長を阻害し繁殖保護に著しく害を与える、魚体に悪臭をつけるようなものをいいます。



漁業調整規則・遊漁 規則を守りましょう

④ ブラックバス等の放流の禁止

ブラックバス及びブルーギルの河川への再放流は鳥取県内水面漁場管理委員会告示で禁止されています。
ブラックバスは、食性・繁殖力が強いため、いろいろな魚の稚魚を食い荒らし、いままでの自然の川の生態系を破壊してしまいます。

⑤ 漁具漁法の制限及び禁止

次に掲げる漁具又は漁法により魚を採捕しますと、幼魚から成魚まであらゆる魚が根こそぎ採捕され、魚資源が消滅するおそれがあります。また、取り扱いによっては、危険を伴いますので、その漁具漁法を全面禁止又は、期間禁止にしています。

※漁具の制限 投網の網目は2センチメートル以上とすること。（遊漁規則）

全面禁止の漁具漁法

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② 潜水器（簡易潜水器を含む。）
- ③ 刺網（千代川水系、天神川水系又は、日野川水系の河川において採捕する場合に限る。）
- ④ かにかご（千代川水系、天神川水系又は、日野川水系の河川において8月1日から9月25日までの期間にもぐくがにをとる場合に限る。）
- ⑤ 水中にいて照明を利用してする漁法
- ⑥ びんつけ漁法
- ⑦ 漂干し（一定区域内の水を除去して採捕する漁法）
- ⑧ ふなや（岸辺その他の場所に穴を掘り、その中にに入った魚を採捕する漁法）
- ⑨ 網使い（網を利用して採捕する漁法）
- ⑩ 鉄砲やす（人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法）
- ⑪ はねかわ（木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた糸又は網その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法）
- ⑫ あゆなくり（竹、木その他これに類するものの病の先端にひっかけ針を取り付いたもので魚を威嚇して採捕する漁法）
- ⑬ いたちがわ（いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法）
- ⑭ 上り漁又は下り漁（水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他これに類するものを設置して採捕する漁法）

遊漁証取扱所一覧表

◆県内取扱店

地区名	〒	住 所	取扱店名	TEL
鳥 取	680-0045	鳥取市大工町頃2	フィッシングフィールドもり	0857-22-4674
	680-0036	〃 川端2丁目225	茶谷漁具店	0857-22-6713
	680-0314	〃 南町324	フミ釣具店	0857-22-2043
	680-0911	〃 千代水3-119	かめの釣具	0857-38-3311
	680-0072	〃 鴻山429-5	釣ジョブ港山	0857-29-0456
	680-0911	〃 千代水1-142	ボイント取扱	0857-23-6901
河 原	680-1213	鳥取市河原町高柳字中新田837	道の駅「かわはら」	0858-85-5331
	680-1213	〃 高見837	スマーリー牧場の駅かわはら	0858-85-5380
用 濑	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬490-1	JA鳥取いなば用瀬支店	0858-87-2321
	689-1201	用瀬273	★寺崎おどり店	0858-87-2863
佐 治	689-1313	鳥取市佐治町加瀬木1300	JA鳥取いなば佐治支店	0858-88-0311
	689-1316	〃 福園146-4	かみくわさじ	0858-89-1816
智 頭	689-1402	八頭郡智頭町智頭2072-1	智頭さくら牧場の駅再生課	0858-75-3117
	689-1403	〃 南方287	★荒木さくら店	090-3179-4728
	689-1402	〃 智頭2067-1	智頭町觀光協会	0858-76-1111
八 東	680-0531	八頭郡八頭町才木135-2	JA鳥取いなば八東支店	0858-84-2121
	680-0611	〃 富山435-11	谷口漁具館	0858-84-3045
	680-0701	八頭郡若桜町若桜801-5	若桜役場	0858-82-2239
	680-0701	〃 若桜920-5	岸本漁子店	0858-76-5013
	680-0701	〃 若桜983-2	道の駅「桜ん坊」	0858-76-5760
	680-0735	落合121	★ガーデンコーヒー へいけ	0858-83-0418

★…おどり取扱所

◆県外取扱店

地区名	〒	住 所	取扱店名	TEL
岡 山	708-0884	津市市津山町238-5	中国漁具業	0868-23-8211
	700-0051	岡山市北区下伊福上町16-4	やすだ釣具店	086-255-0005
	707-0025	美作市宍栗41-2	イワト釣具	0868-72-0071
	708-0832	津市市東新町46	アタック11	0868-23-2160
	703-0282	岡山市中区平井4丁目24-36	つり具のわたなべ	086-277-1164
兵 庫	650-0012	神戸市中央区北長狭通り4丁目3-3元町タワービル202	ユーズリバー	078-327-0558
	671-2577	宍粟市山崎町山崎218	和田釣具店	0790-62-1155
	673-0882	明石市相生町1丁目2-34	ループノット	078-912-1056
	671-4131	宍粟市一宮町安積1333-9	小国釣具	0790-72-0020

*取扱所は変更のある場合がありますので、事前に電話にてご確認ください。



千代川漁業協同組合

〒680-1241
鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5

Tel.0858-85-0853

Fax.0858-85-0764

<http://www.hal.ne.jp/sendai-n/>

